

第3章 上位・関連計画におけるまちづくりの方向性

1. 上位計画

(1) 第6次田布施町総合計画

目指す将来像

～いのち育み 未来へつなぐ～
笑顔と元気あふれる 住みよいまち田布施

基本目標（7つの柱）

- 1 子どもたちの未来が輝くまちづくり
- 2 健康で健やかなまちづくり
- 3 いのちと生活を守るまちづくり
- 4 美しくて暮らしやすいまちづくり
- 5 心豊かに輝けるまちづくり
- 6 にぎやかで活力のあるまちづくり
- 7 計画の推進に向けて

公共交通に関する施策

基本目標4 美しくて暮らしやすいまちづくり

7 公共交通の維持

①公共交通機関の確保

- (1) 町内のバス路線が今後とも運行されるよう、利用促進や財政支援に努めます。
- (2) 熊南総合事務組合が運航している馬島・佐合島航路は、代替交通機関もなく、島民の生活確保のためにも航路の存続は必要です。航路を存続・維持するためには、経営の効率化・航路の活性化が課題であり、今後、熊南総合事務組合、平生町とともに利用増進に努めます。

②交通弱者への配慮

- (1) 買い物送迎サービス事業については、登録者の増加に向け、関係団体と連携して取り組み、より良いサービスになるよう努めます。
- (2) 少子高齢化が進展していく中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、現在、各地域で協議体（話し合いの場）の設置を進め、支え合う地域づくりを推進しています。この協議体において高齢者のニーズ把握に努め、買い物などの外出支援など、地域の特性に応じた支え合いが実施できるよう協議していきます。

(2) 第2期田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略

「田布施町人口ビジョン」からの3つの基本的視点

- I 多様な働く場の不足による若年層の流出を止める！
- II 出生率の低迷による継続的な人口減少の流れを変える！
- III 安心して住み続けられる良好な生活環境を確保する！

基本目標

- 1 産業振興による雇用の創出
- 2 人材の定着・環流・移住の推進
- 3 結婚・出産・子育て環境の整備
- 4 持続可能で元気な地域社会の形成

公共交通に関する施策

基本目標4 持続可能で元気な地域社会の形成

①地域コミュニティのまちづくり

○交通弱者対策については、買い物送迎サービス事業の更なる利用者の拡大を図り、引き続き、交通弱者の移動手段の確保に取り組めます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値（年度）	目標値（年度）
買い物送迎サービス事業登録者数	99人（R1）	175人（R7）

2. その他の関連計画

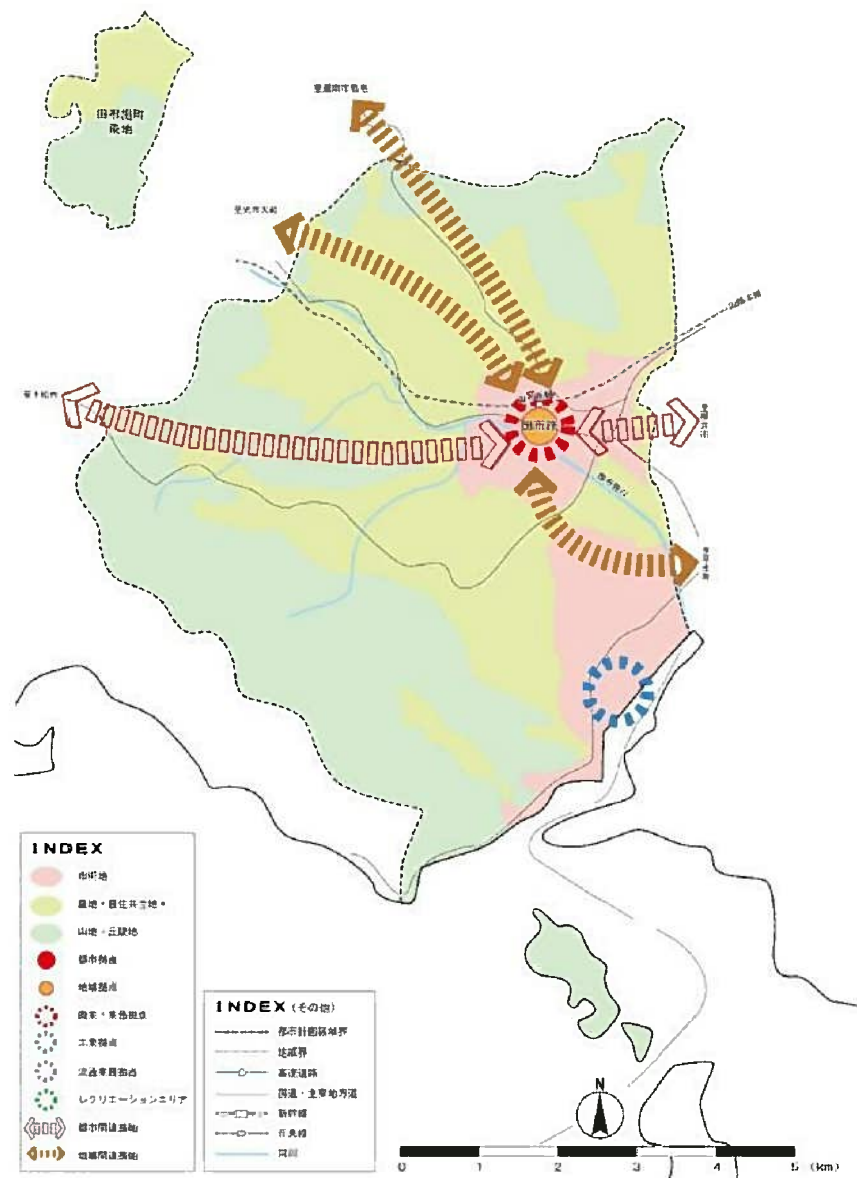
計画の名称	公共交通に関する施策・事業
第9次田布施町 高齢者保健福祉計画 【第8期介護保険事業計画】 (令和3年3月)	●<u>基本理念</u> ともに支えあい 安らぎのあるまち ●<u>計画の体系</u> ・地域包括ケアシステムの構築 ・地域支援事業 ・高齢者保健福祉施策 ・第8期介護保険事業計画 ●<u>高齢者保健福祉施策</u> (1)高齢者福祉タクシー利用助成 (2)買い物送迎サービス運営費補助事業 (3)運転免許証自主返納支援事業 (4)離島における介護サービス利用促進事業
田布施都市計画 都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針 (令和2年9月)	●<u>都市づくりの基本理念</u> <u>美しい自然と田園に包まれた快適生活都市づくり</u> ・石城山や田布施川などの豊かな自然環境を活かした魅力ある都市景観の形成を図り、田園風景と調和した美しい都市づくりを進める。 ・柳井市、平生町との都市機能の連携強化を図るとともに、都市内に蓄積された都市基盤施設を活用することで、中心市街地の再構築を行う。また、立地適正化計画制度の活用を検討するなどして都市機能等を誘導し、中心市街地の拠点性を高め、公共交通や徒歩による移動が可能な集約型の都市づくりを進める。 ・ユニバーサルデザインに配慮することで誰もが暮らしやすい都市環境を整えとともに、洪水・土砂災害・地震等に対応した災害に強い都市づくりを進める。 ・都市間の連携や産業の振興を支える都市ネットワークの形成を図り、活力ある都市づくりを進める。 ・住民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、エリアマネジメントの推進等、協働して地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを進める。

計画の名称

公共交通に関する施策・事業

田布施都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(令和2年9月)

●田布施都市計画区域の将来都市構造



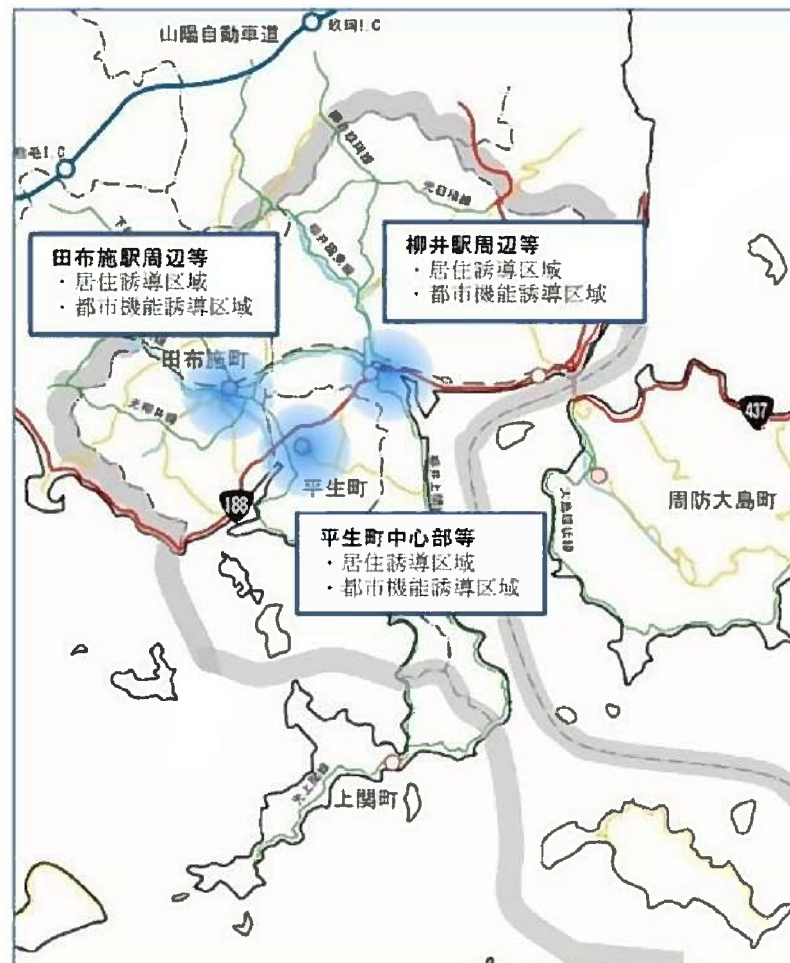
計画の名称	公共交通に関する施策・事業
田布施都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (令和2年9月)	●都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ①基本方針 1) 交通体系の整備の方針 ・柳井広域都市圏における圏域間交流を通じた地域活性化を図るために、広島県や隣接する広域都市圏との連携を促進する総合的な広域交通ネットワークの充実・強化に努める。 ・市街地内の交通を円滑に処理し、より安全で快適な生活を実現するため、幹線道路ネットワークの構築や公共交通機関の利便性の向上を図る。 ・災害時において、代替ルートが確保できるよう、広域交通ネットワークや生活圏内の道路網の整備に努め、ライフラインとしての機能の充実に努める。 ・都市機能が集積している都市部と過疎化・高齢化が進む農山漁村地域においては、日常的な人やモノの交流や相互補完的な機能連携が図られるよう、交流を強化する交通体系の整備・充実に努める。 ・長期にわたり未整備の都市計画道路については、県策定の都市計画道路の見直し基本方針等をもとに土地利用や拠点形成など地域整備の方向性を見直しとあわせて、その必要性や配置、構造等についての検証を行い、見直しの必要がある場合には都市計画の見直しを行う。 ・気候変動等の環境問題や、自家用車による移動が困難な人々に対応するため、山陽本線の利便性向上を図るとともに、身近な交通手段であるバスや離島航路などの公共交通の維持・充実に努める。 ・公共交通の利用を促進するため、駅舎やバス停、歩道や自転車道など、交通施設のユニバーサルデザインに配慮した整備やパークアンドライド、サイクルアンドライドの普及を推進する。 ②主要な施設の配置の方針 2) 公共交通 ・田布施駅など公共交通における結節機能を強化するとともに、山陽本線の利用促進や、中山間地域や離島などの交通不便地域における移動手段を確保するため、コミュニティ交通や離島航路の維持を図る。また、立地適正化計画制度の活用を検討するなど、住宅及び医療、福祉、商業、その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じる。

計画の名称	公共交通に関する施策・事業
柳井広域都市圏 (柳井市・田布施町・平生町)広域立地適正化に関する基本方針 (令和4年3月)	●<u>広域立地適正化の基本理念</u> 柳井市・田布施町・平生町圏域として連携強化した快適生活都市づくり ●<u>広域立地適正化の方向性</u> ■<u>中心市街地の連携強化による活性化</u> 都市核を担う柳井市の中心部は、拠点性の強化と活性化を図りつつ、平生町と田布施町の都市機能との補完・連携を促進することにより、圏域の中核を担う市街地の拠点性の強化と都市核にふさわしいにぎわいと回遊性のある中心市街地の再構築を図ります。 柳井市中心部である柳井駅周辺では、主に広域的な行政・商業等機能の提供を行い、田布施町、平生町の拠点においては、柳井駅周辺の広域行政・商業等機能と連携した地域都市機能の配置を目指します。 ■<u>用途地域における市街地の適正な誘導と用途白地地域における開発抑制</u> 用途地域内を中心に計画的かつ質の高い市街地形成を推進して、まとまりある市街地の形成による集約型の都市づくりを進めます。 適正な開発の規制・誘導により、周辺地域と調和したまとまりある美しい市街地の形成を図ります。 ■<u>都市間交流を支える交通基盤の整備</u> 都市核を担う柳井駅周辺と周辺都市との交流・連携を促進するため、幹線道路等の交通基盤の整備を進めるとともに、山陽自動車道等の高速交通体系へのアクセス強化による都市間ネットワークの強化を図ります。また、高齢化の著しい本圏域における公共交通機関の重要性は高いため、ＪＲ山陽本線や路線バス、身近な生活を支えるコミュニティ交通等の充実を図ります。 ■<u>都市施設に関する広域的調整と整備の推進</u> 本圏域での交流・連携性を高める幹線道路や広域公園、下水道等の都市施設の整備については、都市間の広域的調整を図りながら、効率的、有機的に整備を検討します。供給処理施設等の公益的施設の整備についても、都市間の広域的調整を図り、円滑な整備に向け検討します。

柳井広域都市圏
(柳井市・田布施
町・平生町)広域立
地適正化に関する
基本方針
(令和4年3月)

●誘導区域の設定

下图の誘導区域イメージを考え方として共有

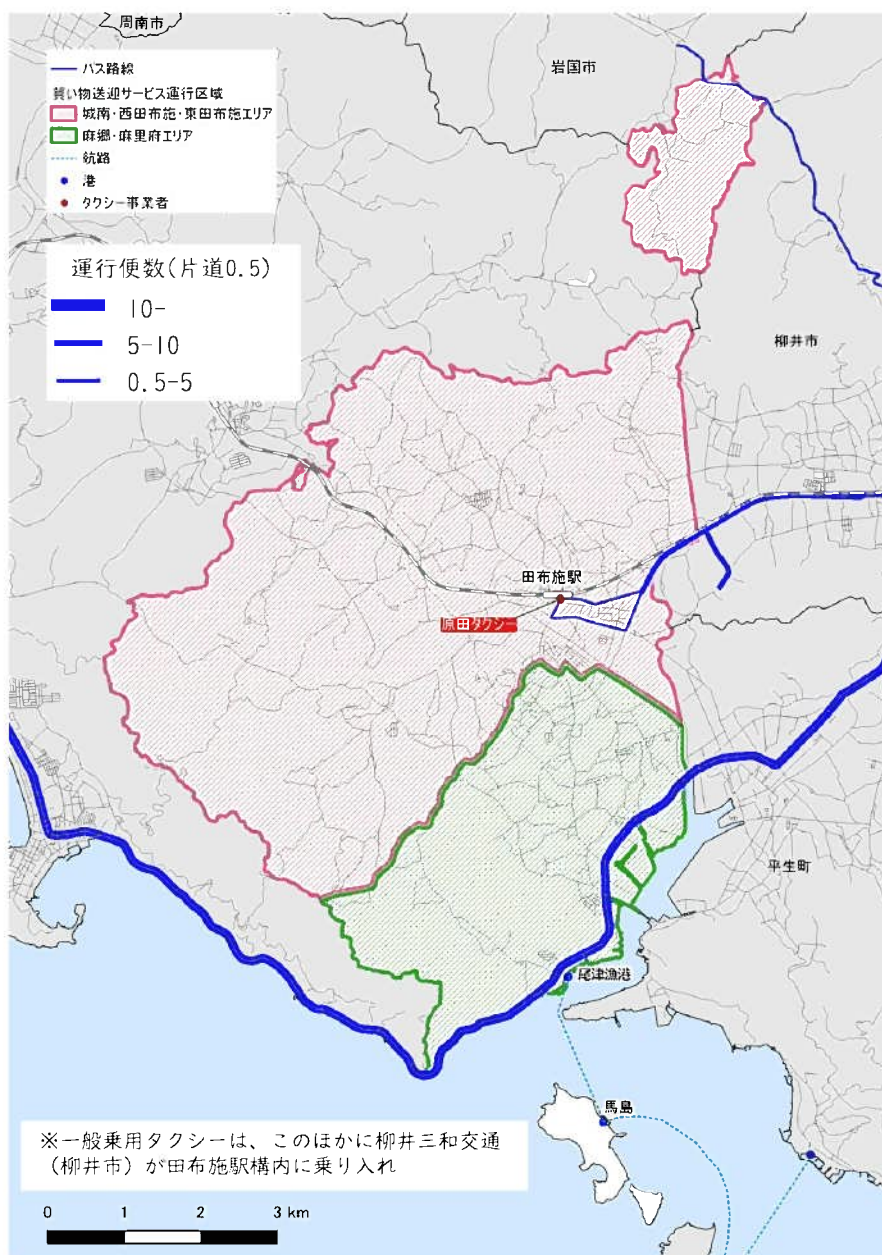


第4章 公共交通ネットワークの現状

1. 公共交通サービスの状況

(1) 公共交通の運行状況

- 町内には鉄道、路線バス、買い物送迎サービス、航路、一般乗用タクシーが公共交通として運行・運航しています。



図表 田布施町内の公共交通網

● 鉄道

路線名	運行区間	運行頻度		
		平日	土	日
山陽線	岩国～徳山～新山口	25.5	25.5	25.5

● 路線バス（防長バス）

路線名	運行区間	運行頻度		
		平日	土	日
徳山～柳井線	徳山駅前～柳井駅前	10.0	8.0	8.0
田尻線	柳井駅前～田尻	1.5	1.5	1.5
	周東病院前～柳井駅前～田尻	0.5	0.5	0.5
田布施線	柳井駅前～坂本病院・本町～田布施駅前	2.0	-	-
	柳井駅前～坂本病院・祇園～田布施駅前	1.5	-	-
	田布施駅前～祇園・坂本病院・柳井駅～周東病院前	0.5	-	-

● 買い物送迎サービス

路線名	運行区間	運行頻度		
		平日	土	日
城南・西田布施・東田布施	自宅⇄田布施駅、波野団地住宅前、町役場、マックスバリュ田布施店、丸久田布施店、田布施町地域交流館	1.5	-	-
麻郷・麻里府		1.5	-	-

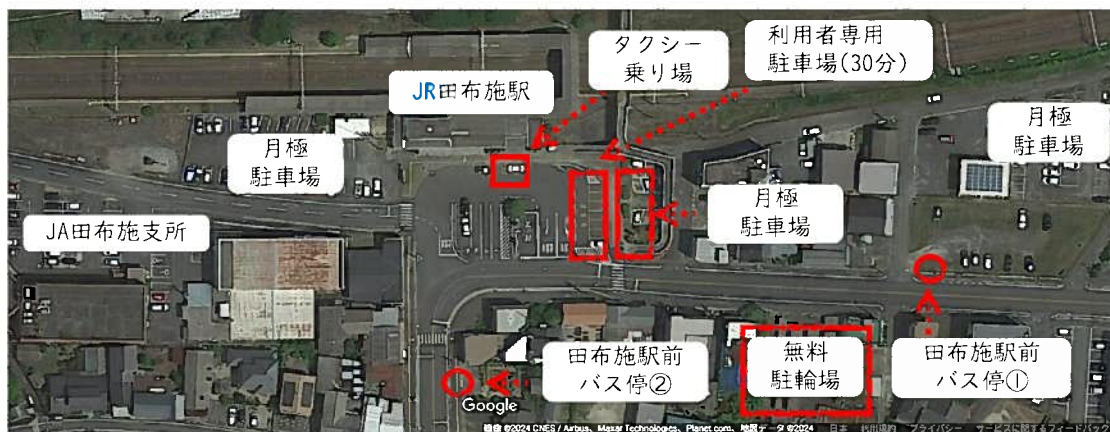
● 海上交通

路線名	運行区間	運行頻度		
		平日	土	日
馬島・佐合島航路	馬島～尾津漁港	1.0	1.0	1.0
	尾津漁港～馬島～佐合島～佐賀	5.0	5.0	5.0

図表 各公共交通の運行回数

(2) 交通結節点の状況

- 田布施駅は駅舎の築年数が長く、バリアフリー化されていません。駐車場の整備やトイレの改修など、JR利用者の環境改善が急務となっています。



図表 田布施駅周辺の現状



図表 老朽化しているトイレ（改札外）



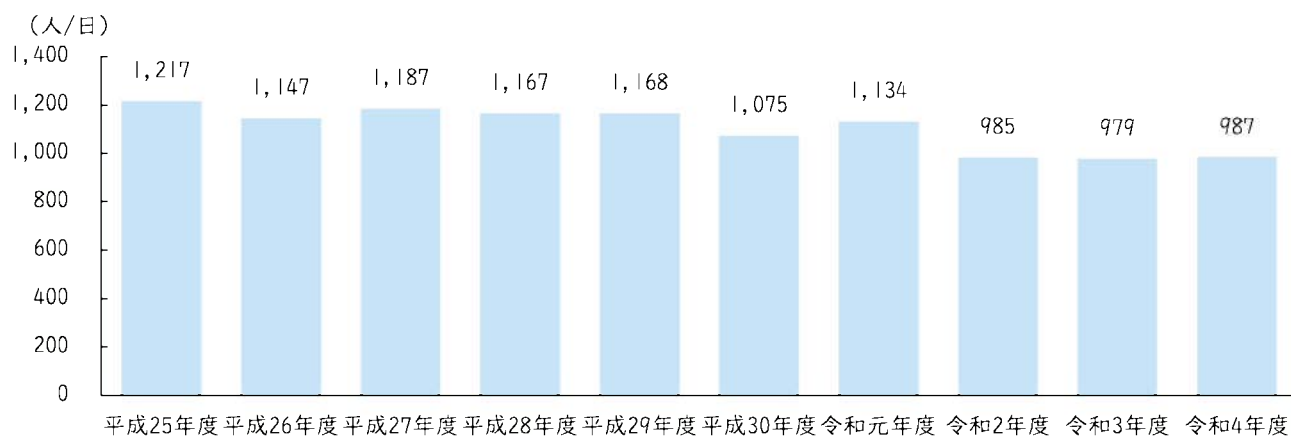
図表 老朽化しているホーム内にある階段

2. 公共交通の利用状況と町の支出額

(1) 鉄道

①利用状況

- 1日の利用者数は減少傾向が続いています。
- 田布施駅では令和4年からICカードが使用できるようになり、定期券におけるICカードの利用率は70%以上と高くなっていますが、定期券以外での利用率は約35%と低くなっています。



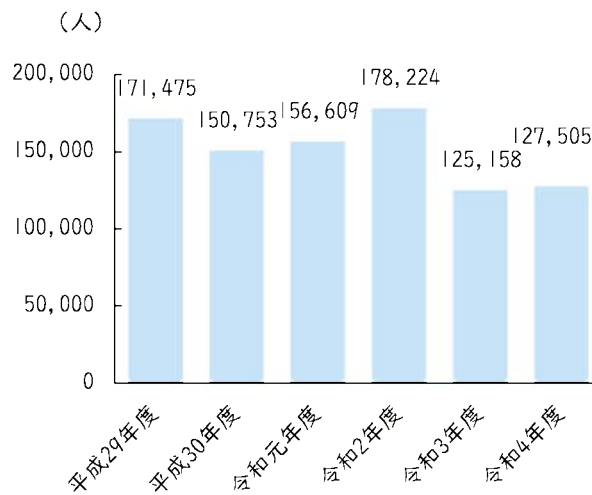
資料:山口県統計年鑑

図表 田布施駅の1日あたりの利用者の推移

(2) 路線バス

①利用状況

- 利用者は減少傾向が続いており、令和3年度以降は令和2年度に比べ約30%減少しています。
- 主に徳山～柳井線の利用が多く、柳井市や光市への移動手段となっています。
- 田布施～広島バスセンターへの高速バスがコロナ禍の影響を受け、令和5年3月に廃止となりました。

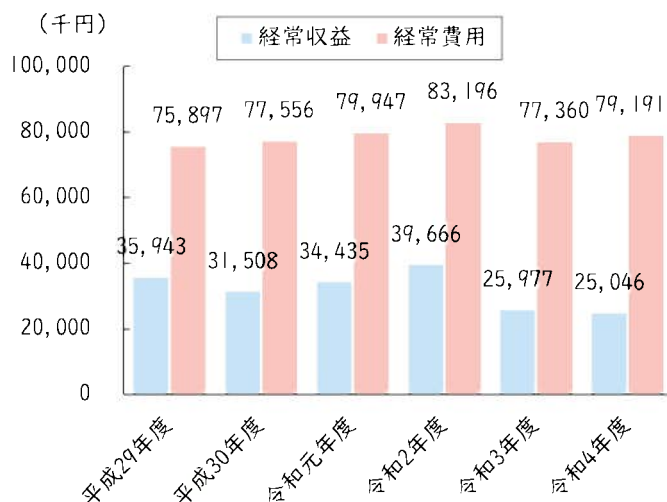


資料：防長交通（集計単位：前年10月～当年9月）

図表 防長バス（一般路線）の利用者数の推移

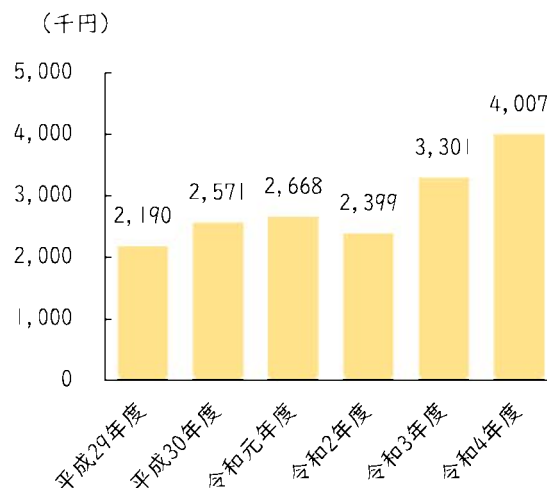
②収支の状況

- 経常費用は増加傾向にあり、経常費用が経常収益を上回る状態が続いています。
- 令和3年度以降はバス利用者が大幅に減少したため、経常収益が令和2年度に比べ30%以上減収となっています。
- 町の負担額は年々増加傾向にあり、令和4年度は平成29年度から1.8倍以上に増加しています。



資料：防長交通（集計単位：前年10月～当年9月）

図表 防長バスの経常費用と経常収益の推移



資料：田布施町及び防長交通
（集計単位：前年10月～当年9月）

図表 防長バスの運営に係る町負担額の推移

(3) 買い物送迎サービス及び予約型定額乗合タクシー

- 田布施町では、社会福祉協議会が運行主体となって町内在住の65歳以上の方を対象に、買い物送迎サービス事業を行っています。
- 登録者数は年々増加、利用者数は令和2年度から増加傾向にあります。令和5年3月に試験増便したところ、利用者数が増加したため、増便を継続しています。
- 利用者の行き先に偏りはなく、万遍なく利用されています。
- 経常費用が経常収益を大幅に上回っていますが、経常費用は年々減少し、経常収益は微増となっています。費用と収益の差額は、国土交通省の地域内フィーダー補助を受けて、町が補填しています。
- 高齢者以外の一般の町民が自由に使える町内を網羅する公共交通が形成されていないため、町内中心部と周辺地域をつなぐデマンド運行を、令和6年10月から令和7年1月までは、買い物送迎サービスを実施し、新たなデマンド運行として予約型定額乗合タクシーを令和7年2月から開始する。

好評につき

買い物送迎サービスの増便を継続！

買い物送迎サービスは、高齢者に気軽に外出していただくために、ご自宅と町内6カ所（田布施駅、田布施町役場、波野団地住宅前、マックスバリュ、丸久、地域交流館）への送迎をする取組です。

令和5年3月から5月の間、送りの便を1便増便する実証運行を行い、大好評で、利用者も増え「増便を継続してほしい」という声が多くあったため、6月以降も引き続き増便して運行します。利用登録をお待ちしています。

■運行日 平日のみ

※土・日・祝祭日・12月29日～1月3日は
運行しません。

■利用予約について

利用前日までに予約する

■利用できる人

町内在住の65歳以上で、一人で乗降できる人

■利用を希望する人

- ①専用電話に電話する。
- ②町社会福祉協議会の職員が自宅を訪問し、説明
ならびに登録の手続きをします。

■運行時間

- ・迎えの時間は、最初のお宅へ迎えに行く時間です。
 - ・送りの時間は、地域交流館を出発する時間です。
- ※表内の太字の時間が増便となりました。

◇城南・西田布施・東田布施 地域（太字が増便）

月・火・水			木・金		
迎え 9:00	送り 10:00	送り 11:00	迎え 13:00	送り 14:00	送り 15:00

◇麻郷・麻里府 地域（太字が増便）

月・火・水			木・金		
迎え 13:00	送り 14:00	送り 15:00	迎え 9:00	送り 10:00	送り 11:00



■利用料金

乗車1回 500円

(例：迎え1回、送り1回)

※片道の利用もできます。

※事前に乗車券を購入してください。乗車券は、町社会福祉協議会または送迎車内で購入できます。

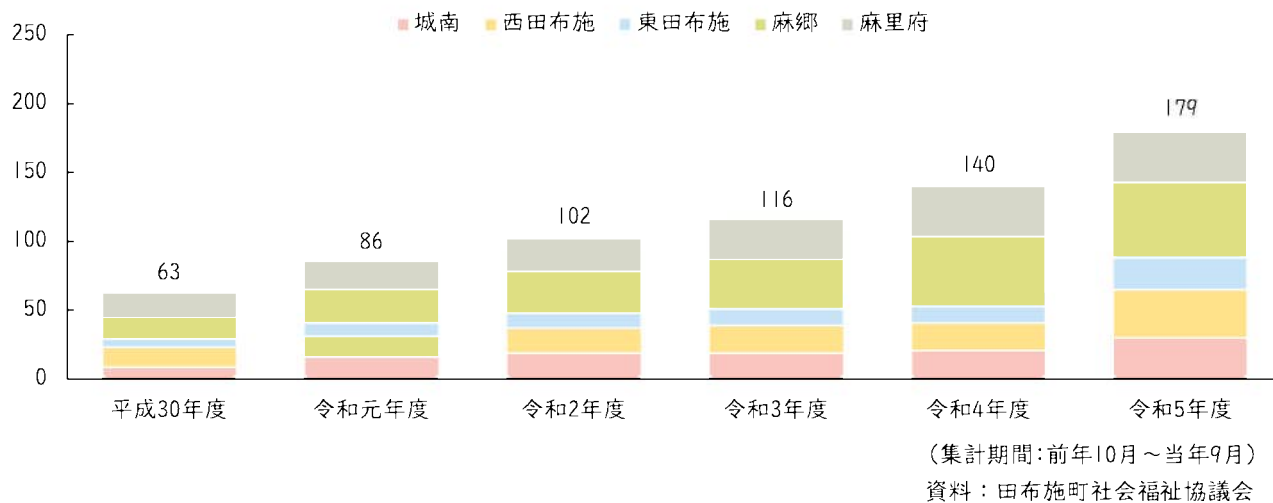
■問合せ先

田布施町社会福祉協議会

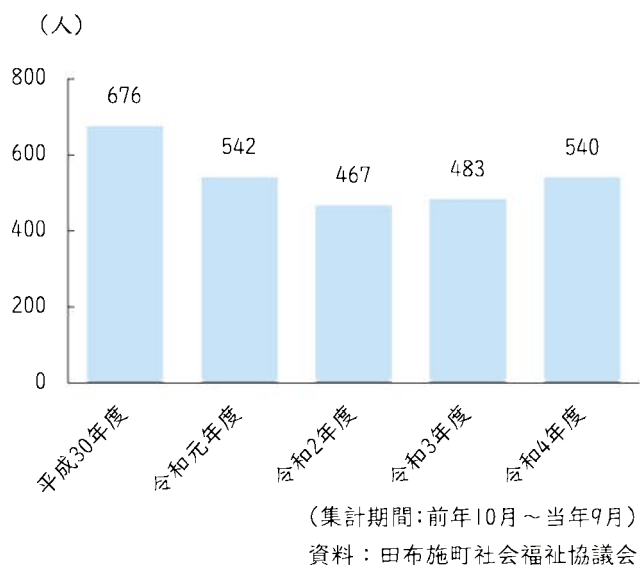
☎ 25-3166（専用電話）

資料：広報たぶせ7月号

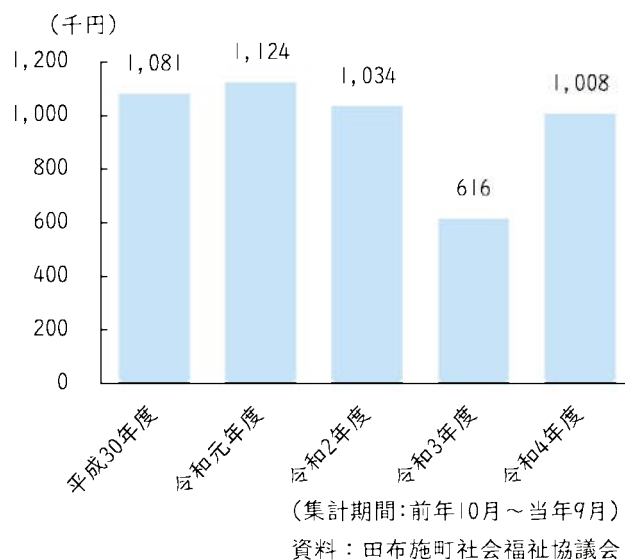
図表 迎え便の買い物送迎サービスの概要



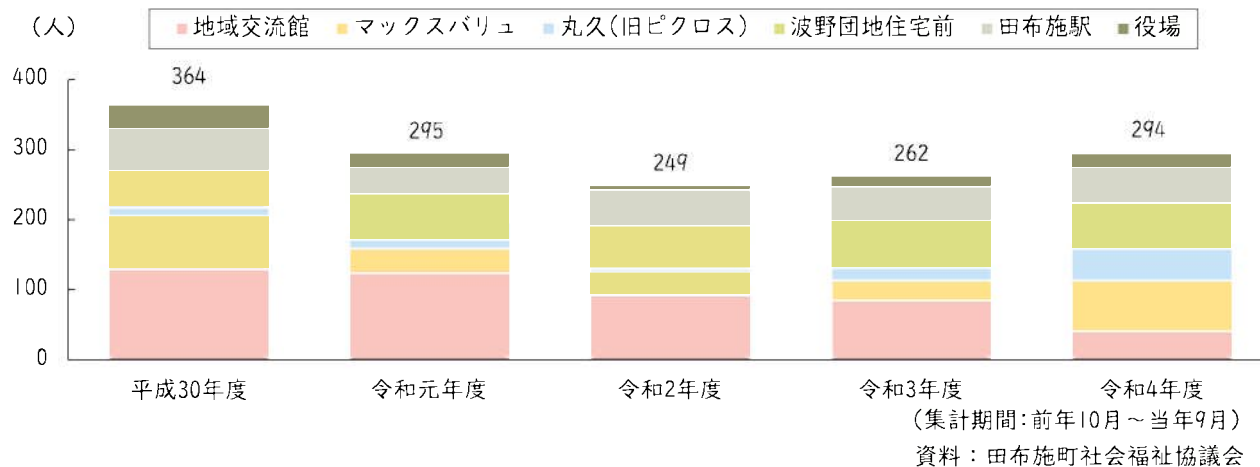
図表 買い物送迎サービスの登録者数の推移



図表 買い物送迎サービスの利用者数の推移



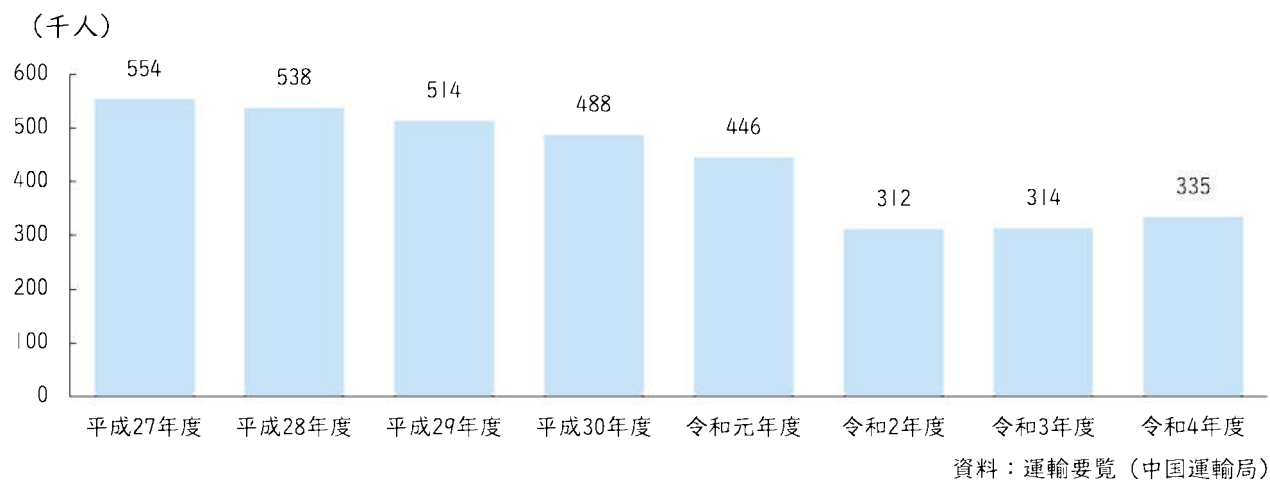
図表 買い物送迎サービスの運営に係る町負担額の推移



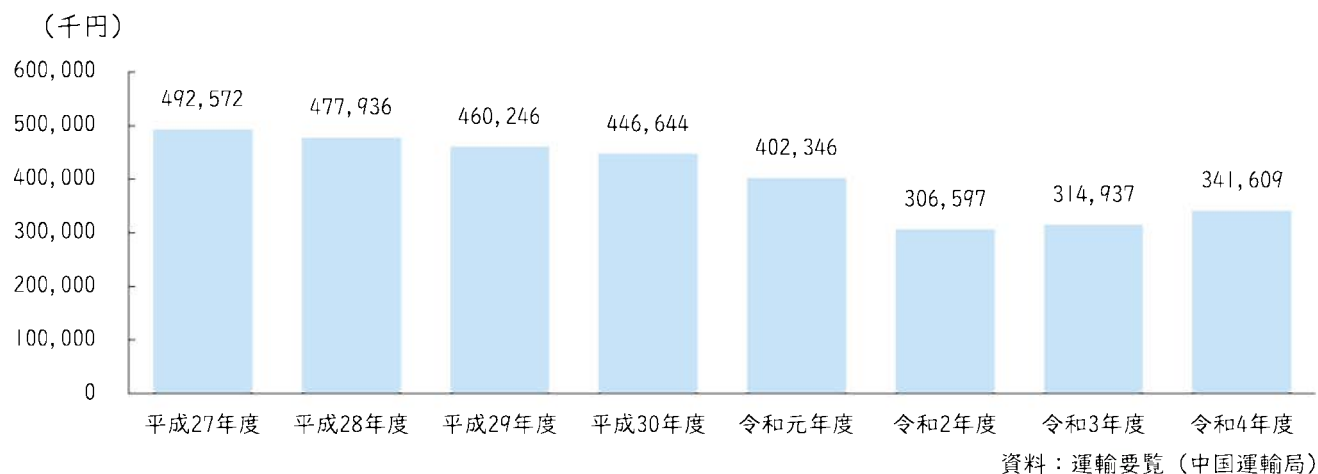
図表 行き先別の利用者数

(3) 一般乗用タクシー

- 町内にタクシー事業者が1社あるほか、柳井市のタクシー事業者1社が田布施駅の構内営業権を取得して乗り入れています。
- 輸送人員、旅客収入のいずれも減少傾向にありましたが、令和2年度以降はコロナ禍の外出控え等によりいずれも大幅に稼働が落ち込んでいます。



図表 柳井交通圏におけるタクシーの輸送人員の推移

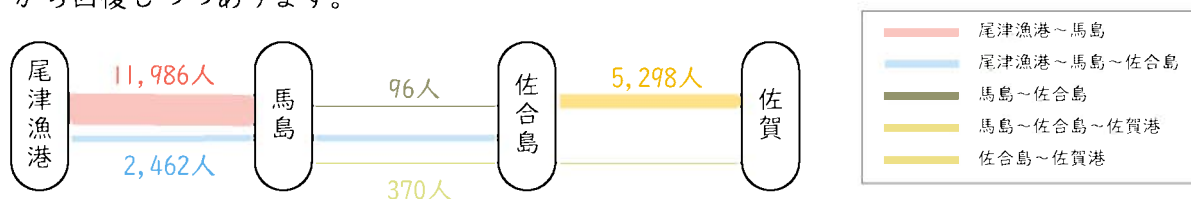


図表 柳井交通圏におけるタクシーの旅客収入の推移

(4) 海上交通

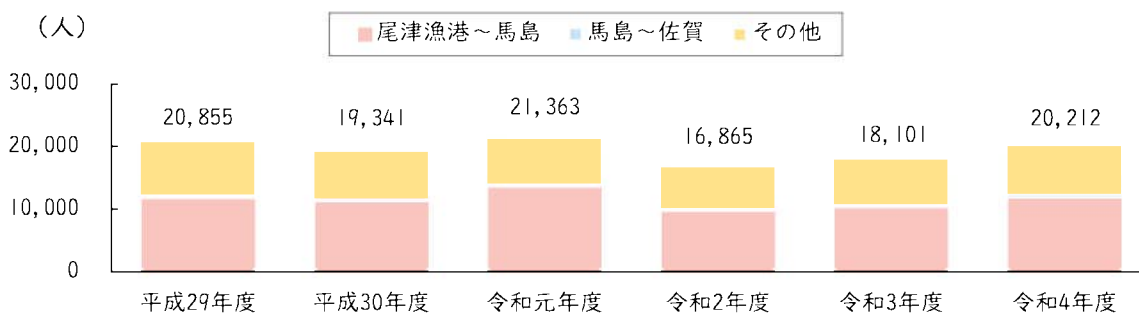
①利用状況

- 令和4年度の利用者は前年度に比べて10%以上増加しており、コロナ禍での利用者の減少から回復しつつあります。



図表 港間の利用者数（令和4年度）

資料：熊南総合事務組合

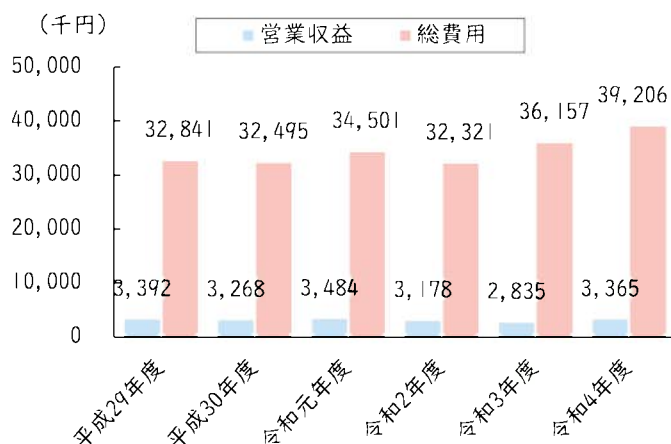


図表 馬島・佐合島航路の利用者数の推移

資料：熊南総合事務組合

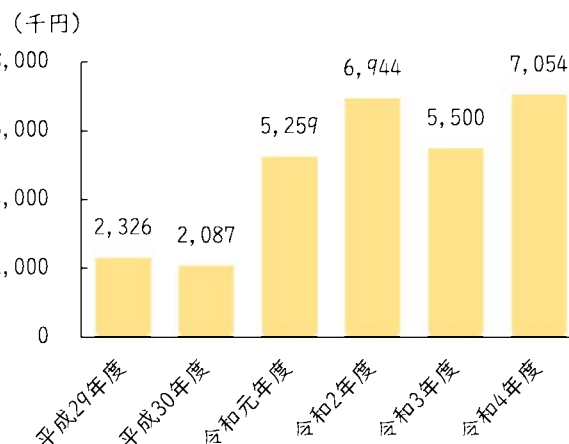
②収支の状況

- 経常費用が経常収益を大幅に上回る状態が続いています。
- 町の負担額は増加しており、令和4年度は平成29年度に比べ3倍以上となっています。



資料：熊南総合事務組合

図表 馬島・佐合島航路の経常収益と経常費用の関係



資料：熊南総合事務組合

図表 馬島・佐合島航路の運営に係る
田布施町負担金額の推移

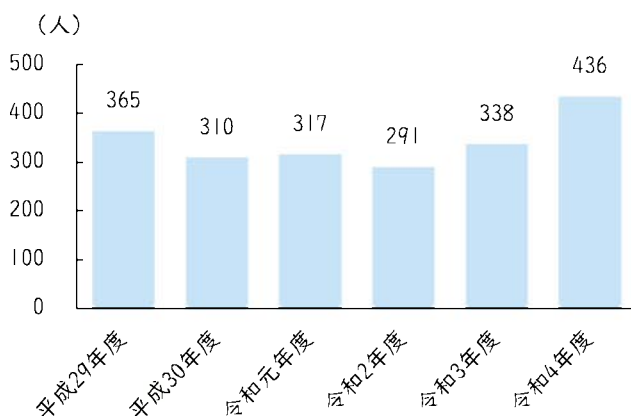
3. 公共交通以外の移動手段・支援の状況

(1) 高齢者福祉タクシー利用料助成

- 田布施町では、通院、買い物など自力での外出が困難な高齢者が閉じこもりを防ぐために、タクシーを利用する場合に初乗り料金を助成しています。
- 利用者数、年間利用枚数ともに増加傾向です。

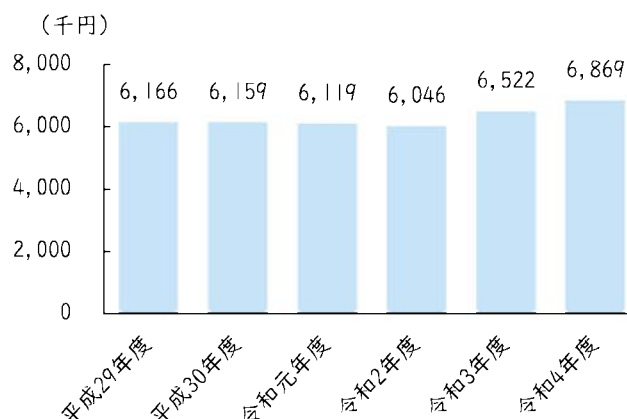
< 高齢者福祉タクシー利用料助成の概要 >

対象者	・ 運転免許のない75歳以上の人のみの高齢者世帯で在宅生活者。 ・ 家族が仕事などの理由で、週に5日以上は日中に運転免許のない75歳以上の人のみとなる世帯の在宅生活者。
内容	タクシーの初乗り運賃の割引証を交付。 (75歳以上の人のみの世帯は 4枚/月、日中のみ独居となる世帯 2枚/月)
申請方法	健康保険課 長寿支援係に申請書を提出。



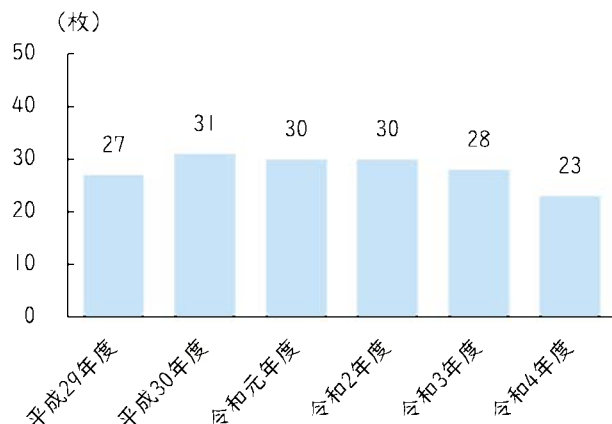
資料：田布施町

図表 高齢者福祉タクシー利用料助成
利用者数の推移



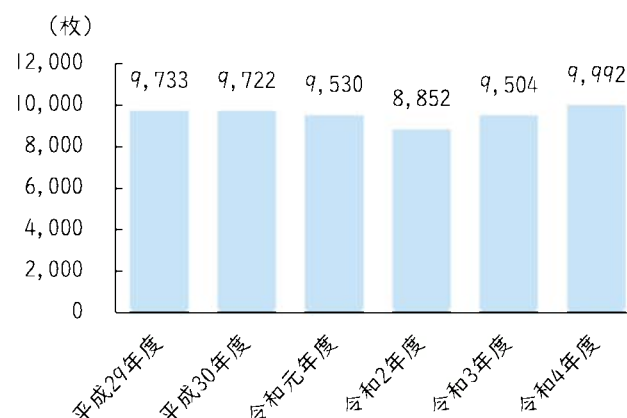
資料：田布施町

図表 高齢者福祉タクシー利用料助成
事業費の推移



資料：田布施町

図表 割引証1人あたり利用枚数の推移

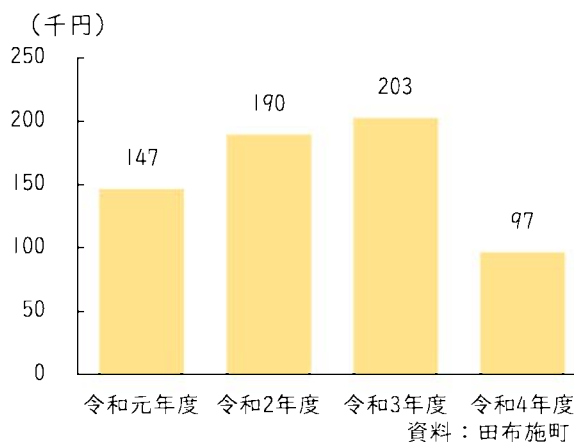


資料：田布施町

図表 割引証年間利用枚数の推移

(2) 離島における介護サービス

- 離島に居住する要介護者等が介護サービスを利用するために負担する渡船運賃等を補助するサービスです。

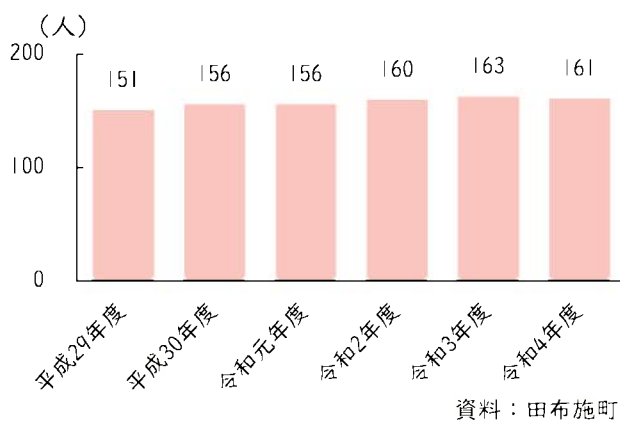


図表 離島における介護サービスに係る事業費の推移

(3) 心身障害者福祉タクシー利用料助成

＜心身障害者福祉タクシー利用料助成の概要＞

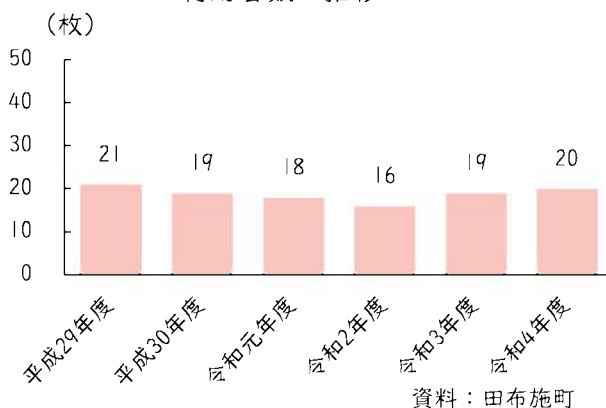
対象者	・町内に住民登録のある方で、身体障害者手帳1級～3級所持者、療育手帳A、B所持者、精神障害者保健福祉手帳1級～3級所持者で、在宅で生活されている方。
内容	タクシーの初乗り運賃の割引証を年間48枚の範囲内で交付。
申請方法	町民福祉課に申請書を提出。



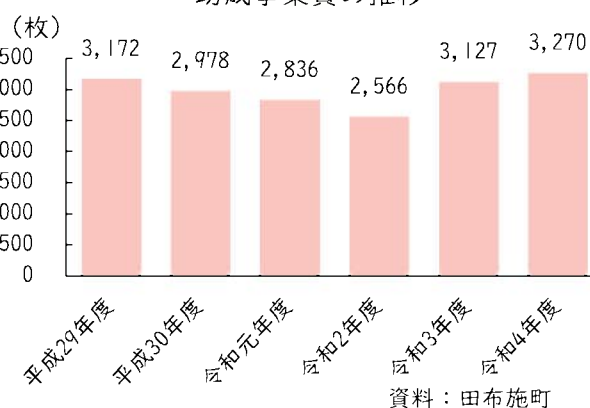
図表 心身障害者福祉タクシー利用料助成利用者数の推移



図表 心身障害者福祉タクシー利用料助成事業費の推移



図表 割引証1人あたり利用枚数の推移



図表 割引証年間利用枚数の推移